

2025 年度農林水産省動物検疫所短期体験実習

誓約事項

農林水産省動物検疫所の短期体験実習を受けるに当たっては、下記の事項を理解し、遵守することを誓約いただく必要があります。

記

- 1 実習への応募に先立ち、所属大学の就職担当部局等へ、実習参加の許可を得ておくこと。
- 2 実習時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（以下、「定時」という。）とし、このうち午後 0 時から午後 1 時は休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
- 3 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 4 実習期間中は動物検疫所職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。また、受入部署で定めた受入条件を遵守すること。
- 5 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 6 動物検疫所における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 7 実習終了後 2 週間以内に、所定のアンケートフォームから実習内容の報告（400 字程度）及び実習に関するアンケートへの回答を行うこと。
- 8 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に動物検疫所の承認を受けること。
- 9 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
- 10 実習中において農林水産省または第三者に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。そのような場合に備え、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、保険の条件をよく確認しておくこと。